

第 73 回接続委員会 議事概要

日時 令和 7 年 12 月 2 日（火）10:00～10:49

場所 オンライン会議による開催

参加者 接続委員会 相田 仁主査、武田 史子委員、西村 真由美委員、青柳 由香専門委員、
関口 博正専門委員、内藤 周子専門委員、中村 彰宏専門委員、西村
暢史専門委員、橋本 悟専門委員

総務省 吉田電気通信事業部長、飯嶋料金サービス課長、小川料金サービス課
課長補佐、廣瀬料金サービス課課長補佐

【議事概要】

（１）電気通信事業法施行規則等の一部改正について（番号案内機能の廃止等を踏まえた 規定の整備）【諮問第 3200 号】

- 総務省から資料に基づいて説明が行われた後、報告書（案）について、議論が行われた。
- その結果、報告書（案）のとおり、電気通信事業部会に報告することとなった。

（２）電気通信事業法施行規則等の一部改正について（第二種指定電気通信設備制度に係 る状況変化等を踏まえた規定の整備）【諮問第 3201 号】

- 総務省から資料に基づいて説明が行われた後、報告書（案）について、議論が行われた。
- その結果、報告書（案）のとおり、電気通信事業部会に報告することとなった。

（３）電気通信事業法施行規則等の一部改正について（新リース会計基準等の公表等を踏 まえた規定の整備）【諮問第 3202 号】

- 総務省から資料に基づいて説明が行われた後、報告書（案）について、議論が行われた。
- その結果、報告書（案）のとおり、電気通信事業部会に報告することとなった。

【主な発言等】

（１）電気通信事業法施行規則等の一部改正について（番号案内機能の廃止等を踏まえた規定の整備）【諮問第 3200 号】

○西村（暢）専門委員

省令改正や今回の意見への考え方に賛同。接続事業者との個別協議の上での同意は得ているということは大前提として、その上で、意見 4、それから再意見 4 について、再意見募集後の状況として、先月 18 日以降、再意見 4 で N T T 西日本が言及している周知、それから非指定電気通信設備との接続に関する契約約款対応、これに関して、関係する事業者の間でのやり取りが進行しているのかどうか、教えていただきたい。

○小川料金サービス課課長補佐

特に再意見募集が終わった後の状況について、N T T 西日本からは、この番号案内機能、それからこの番号情報データベース登録機能、利用機能を利用している事業者と、個別に協議を進めていると伺っている。

その上で各社において、この機能の廃止についても一定程度の理解はいただいている、特にその後継の機能への移行を含めて、今は具体的な協議を進めていると伺っている。その点、N T T 西日本が言っているとおり、この機能の周知あるいは事業者間の協議を、今は丁寧に行っていたいただいていると理解している。

なお、この非指定設備との接続に関する契約約款への規定において、こういった規定ぶりになるかについてはまだこちらでも把握していないため、今後の対応は注視してまいりたい。

○相田主査

特に修正すべきという御意見はなかったため、12月9日に開催予定の電気通信事業部会において、報告書（案）のとおり、当委員会の検討結果として報告することとしたい。

（２）電気通信事業法施行規則等の一部改正について（第二種指定電気通信設備制度に係る状況変化等を踏まえた規定の整備）【諮問第 3201 号】

○相田主査

本件についても、報告書（案）のとおり、12月9日に開催予定の電気通信事業部会に報告することとしたい。

（３）電気通信事業法施行規則等の一部改正について（新リース会計基準等の公表等を踏まえた規定の整備）【諮問第 3202 号】

○橋本専門委員

全面的に賛成するが、令和 9 年から新会計基準が義務化され、令和 7 年と令和 8 年は選択だということだが、この選択の時期に会計基準を新しいものにするか古いままにするかで、接続料への影響は大きいのか、それとも会計基準の選択はそれほど大きな接続料への影響はないのか。令和 7 年、令和 8 年の選択によって接続料金が大きく変わるのか変わらないのかというのをお聞きしたい。

○廣瀬料金サービス課課長補佐

恐らくこの会計基準の変更だけでは接続料には大きな影響はないものと想定している。具体的に影響があり得るのは、例えば、今までオペレーティングリースをされていた部分について貸借対照表の処理に変わることによってどのような影響が出てくるかということだが、

今までも費用計上していた部分が、資産の減価償却費という費目が変わるだけだと思われ、この整理によって大きく接続料が変わるということは現時点では想定していない。

○関口専門委員

もともと金融商品取引法に基づく上場会社の会計について、電気通信事業は別記事業として例外規定があり、設備産業の多くはこの別記事業に該当するが、例えば固定資産の重要性からバランスシートの順序で固定資産を先にするというような一定の配慮がある。会計基準について、現在の基準設定機関であるＡＳＢＪが基準を変更したことを受けて、電気通信事業会計規則もそれに応じた修正を施すということになった。会計システムの変更もあるため、２年程度の移行期間の選択制というのは時間的にやむを得ないかなと思う。この改正案に賛成する。

○相田主査

特に修正すべきという御意見はなかったため、報告書（案）のとおり、１２月９日に開催予定の電気通信事業部会に、当委員会の検討結果として報告することとしたい。

（以上）